

改正

平成21年3月31日規則第36号

周南市行政改革審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市行政改革審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開又は部分公開とすることができる。

(部会)

第6条 市長は、必要に応じ、委員及び市長が必要と認める者をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に周南市行政改革推進委員会設置要綱（平成15年11月17日制定）に基づき在職する委員については、第2条の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第36号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。